

全建事発第 81 号
平成 19 年 12 月 4 日

各都道府県建設業協会会長 殿

社団法人 全国建設業協会
会 長 前 田 靖 治
〔公 印 省 略〕

セーフティネット保証(5号)の対象業種の追加について

本年6月の改正建築基準法の施行によって、建築着工が大幅に減少し、全国的に建築関連業種に属する中小企業者の業況が悪化していることを踏まえ、信用保証協会のセーフティネット保証(5号)の対象業種の追加指定が行われた旨、国土交通省より別添のとおり通知がありましたので、貴会会員企業に対し、周知方よろしくお願いいたします。

以 上

国総建第226号
国総建整第111号
国総動第80号
平成19年11月27日

(社)全国建設業協会会長 殿

国土交通省総合政策局建設業課長



国土交通省総合政策局建設市場整備課長



国土交通省総合政策局不動産業課長



セーフティネット保証（5号）の対象業種の追加について

標記について、別添のとおり通知がありました。

貴団体におかれましては、別添の趣旨を踏まえ、的確な対応が図られるよう、会員企業等に対して周知方よろしくお願いいたします。

国住生第294号
平成19年11月27日

各住宅・建築関連団体の長 殿

国土交通省住宅局住宅生産課長

セーフティネット保証（5号）の対象業種の追加について

本年6月の改正建築基準法の施行に伴い、建築着工が大幅に減少し、全国的に建築関連業種に属する中小企業者の業況が悪化していることを踏まえ、建築関連中小企業者への金融の円滑化を図るため、セーフティネット保証（5号）の対象業種の追加指定が行われましたので、お知らせします。

貴職におかれましては、貴会員企業等に対しても、この旨周知方お願いします。

【参考】追加指定業種

- 建築工事業（木造建築工事業を除く）※
- 木造建築工事業※
- 大工工事業
- 鉄骨工事業
- 石工・れんが・タイル・ブロック工事業
- 金属製屋根工事業
- 塗装工事業（道路標示・区画線工事業を除く）
- コンクリート製品製造業（コンクリートパイル製造業に限る）
- 砕石製造業
- 建設用金属製品製造業（鉄骨製造業に限る）
- 建築用金属製品製造業（扉、シャッター、サッシ、エクステリア、カーテンウォール製造業に限る）
- 鉄鋼卸売業
- 建築設計業※
- 測量業
- その他の土木建築サービス業（地質調査業に限る）

注）産業分類は、日本標準産業分類によります。

※ 建築工事業、木造建築工事業、一般土木建築工事業には、不動産業のうち主として建物の売買を行う事業所で、自ら労働者を雇用して建物を建設し、それを分譲する事業所が含まれます。また、建築設計業には、指定確認検査機関等が含まれます。

【セーフティネット保証の概要】

中小企業庁ホームページ http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.html

【セーフティネット保証に関するお問い合わせ先】

最寄りの信用保証協会 <http://www.zenshinhoren.or.jp/access.htm>

平成19年11月27日
経 済 産 業 省



セーフティネット保証（5号）の対象業種の追加指定について

本年6月の改正建築基準法の施行に伴い、建築着工が大幅に減少し、全国的に建築関連業種に属する中小企業者の業況が悪化していることを踏まえ、建築関連中小企業者への金融の円滑化を図るため、セーフティネット保証（5号）の対象業種の追加指定を行うことといたしました。

1. 改正建築基準法の施行に伴う建築着工等の減少による影響調査を実施し、その結果を踏まえ、建築工事業、大工工事業、鉄骨製造業、鉄鋼卸売業等の15業種（別添）について、信用保証協会のセーフティネット保証の対象とすることとし、本日（11月27日）指定（官報告示）をいたしました。（指定期間は平成19年11月27日から平成20年3月31日まで）
2. これにより、関連中小企業者は、通常の枠（普通保証2億円、無担保保証8千万円等）に加えて、さらに別枠で、普通保証2億円、無担保保証8千万円等の保証の利用が可能となるほか、一般保証に比べて割安な保証料で保証を受けることが出来るようになります。

（本発表資料のお問い合わせ先）

経済産業省中小企業庁事業環境部金融課

担当者：山口、東海林

電 話：03-3501-1511（内線 5271～5）

03-3501-1766（直通）

(別添)

【追加指定業種】

- 建築工事業（木造建築工事業を除く）
- 木造建築工事業
- 大工工事業
- 鉄骨工事業
- 石工・れんが・タイル・ブロック工事業
- 金属製屋根工事業
- 塗装工事業（道路標示・区画線工事業を除く）
- コンクリート製品製造業（コンクリートパイル製造業に限る）
- 砕石製造業
- 建設用金属製品製造業（鉄骨製造業に限る）
- 建築用金属製品製造業（扉、シャッター、サッシ、エクステリア、カーテンウォール製造業に限る）
- 鉄鋼卸売業
- 建築設計業
- 測量業
- その他の土木建築サービス業（地質調査業に限る）

セーフティネット保証制度 (5号:業況の悪化している業種(全国的))

(全国的に)業況の悪化している業種に属する中小企業者を支援するための措置。

【対象中小企業者】

- 指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の平均売上高等が前年同期比マイナス10%以上(※)の中小企業者。
※平成14年3月より、マイナス5%以上に緩和中。
- 指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者。

【指定業種リスト】

- 5号追加指定リスト(平成19年11月27日～平成20年3月31日)(PDF/18KB)
- 5号指定リスト(平成19年10月1日～平成19年12月31日)(PDF/12KB)
別紙: 船舶用分類(PDF/85KB)
※産業分類番号については、日本標準産業分類(PDF/689KB)又は、総務省統計局ホームページを参照。

(参考)

Acrobat PDFは、ファイル内を検索する機能が付いています(編集 検索 検索プロパティ 検索文字列を入力し、チェックボタンにチェックの上、検索をすることができます。)

<お問い合わせ先>

最寄りの信用保証協会

中小企業庁金融課

電話:03(3501)1511(内線5271～5275)

セーフティネット保証制度
中小企業信用保険法第2条第4項

- 1号:連鎖倒産防止
- 2号:取引先企業のリストラ等の事業活動の制限
- 3号:突発的災害(事故等)
- 4号:突発的災害(自然災害等)
- 5号:業況の悪化している業種(全国的)
- 6号:取引金融機関の破綻
- 7号:金融機関の経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整
- 8号:金融機関の整理回収機構に対する貸付債権の譲渡

この制度は、取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障を生じている中小企業者について、保証限度額の別枠化等を行う制度です。

1. 対象となる中小企業者

取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障を生じている中小企業者であって、事業所の所在地を管轄する市町村長又は特別区長の認定を受けたもの。

2. 保証料率

おおむね1%以内で、各保証協会毎及び各保証制度毎に定められております。

3. 保証限度額

<p>(一般保証限度額)</p> <p>普通保証 2億円以内</p> <p>無担保保証 8,000万円以内</p> <p>無担保無保証人保証 1,250万円以内</p>	+	<p>(別枠保証限度額)</p> <p>普通保証 2億円以内</p> <p>無担保保証 8,000万円以内</p> <p>無担保無保証人保証 1,250万円以内</p>
--------------------------------------------------------------------------------------	---	--------------------------------------------------------------------------------------

4. 手続きの流れ

対象となる中小企業の方は、本店(個人事業主の方は主たる事業所)所在地の市町村(または特別区)の商工担当課等の窓口に認定申請書2通を提出(その事実を証明する書面等があれば添付)し、認定を受け、希望の金融機関または所在地の信用保証協会に認定書を持参のうえ、保証付き融資を申し込むことが必要です。

5. 取扱機関

各都道府県等の信用保証協会

<お問い合わせ先>

最寄りの信用保証協会

中小企業庁金融課

電話:03(3501)1511(内線5271~5275)